

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 定 例 教 育 委 員 会										
開 会 日	令和 8 年 2 月 2 4 日 (火)									
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 3 3 分									
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室									
出 席 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">教 育 長</td> <td>丹宗教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 委 員</td> <td> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局</td> <td>                     豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 淵上教育部副理事                      兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長                      筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策                      係長                 </td> </tr> </table>	教 育 長	丹宗教育長	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table>	堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員	事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 淵上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策 係長
	教 育 長	丹宗教育長								
	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table>	堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員					
堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員								
事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 淵上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策 係長									
提 出 議 案	第 3 4 号議案 佐賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則 第 3 5 号議案 教職員の人事異動（管理職）の内申について									
協 議 事 項	な し									
報 告 事 項	「佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」の策定について									
欠 席 委 員	0 名									
傍 聴 者 数	0 名									
報 道 関 係 者	0 名									
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 筒井 倫子									

## 日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

それでは、これより佐賀市教育委員会2月定例会を開きます。

ここ数日は春の陽気になりました。2月も今週いっぱいまで終わり来週からは3月ということになります。市議会の2月定例会が今週2月26日から来月3月24日までの予定で開会いたします。また、これから中学校3年生の高校の一般選抜が3月3日、4日の2日間予定されており、合格発表が3月11日の予定になっています。それと前後して、中学校では3月6日金曜日に卒業式、小学校は3月13日卒業式ということで、学校にとっても大変重要な行事が立て続けに予定されております。また、教育委員会といたしましても、年度末に向けて、人事異動をはじめ重要な業務がたくさんありますので、遺漏のないように進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

ここで会議の非公開と日程についてお諮りします。

本日の議案のうち、第35号議案『教職員の人事異動（管理職）の内申について』は、佐賀市教育委員会会議規則第13条第1項に規定する非公開事項「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」に該当するため、非公開といたします。

したがって、非公開とした第35号議案の審議を日程6のその他の後とし、公開事項を先にご審議いただきたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 日程2 会議録の承認

(丹宗教育長)

それでは、日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告をお願いします。

(筒井教育総務課副課長兼総務係長)

1月27日の定例教育委員会の会議録につきましては、先日、皆様にお送りしたとおりでございます。よろしくお願いたします。

(丹宗教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

## 日程3 教育長報告

(丹宗教育長)

次に、日程3、教育長報告をいたします。

タブレットをご確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

まず、1番目、1月23日に佐賀市人権・同和教育研究大会が開催され、その開会行事で挨拶を行いました。SNS上で生徒の暴力行為を撮影した動画が拡散されているという事案に触れまして、これは加害行為だけではなく、撮影・投稿・拡散行為も被害者の心身に深刻なダメージをもたらす人権問題であるということを強調し、各学校における人権・同和教育のさらなる充実をお願いしたところでした。

2 番目、1月26日、早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト事業報告会を早稲田大学に出向いて行いました。今年度実施した3つの事業、教職員出前講座、中学生出前講座、大隈重信スピーチ・コンテスト、これについて、早稲田大学の教育・総合科学学術院の箸本健二学術院長並びに事務局の方3名に対し報告を行いました。その後、この講座においていただいた宮川研究室、それから河村研究室を訪問して直接お礼を申しあげました。河村教授はWEBQUを開発された方で、今年教職員向けに講座を行いましたが、ぜひ続編をやりたいというお話をいただきました。また、箸本学術院長さんもちづくりがご専門の方であり、佐賀にも何度もおいでいただいております。中学生対象の出前講座にご自分も講師として講義をしたいと仰っていただきました。

3 番目、1月29日から30日、九州都市教育長協議会第2回理事会が長崎市で行われました。協議の後、情報交換会を行いましたが、その中の1つのテーマ「子どもを守る情報モラル教育の推進」のところで、佐賀市の取組を聞きたいという要望がありましたので、市内の小中学校に地元の専門学校の学生や県立高校の生徒を講師として招き、SNSのルールやマナー、課金トラブルへの対応策等について指導しているということをお伝えしたところ、大変珍しい取組ですねというご意見をいただきました。

4 番目、2月1日、第41回佐賀市青少年健全育成推進大会・第18回子どもへのまなざし運動推進大会がありました。開会行事の後の基調講演で、東明館中学校・高等学校理事長兼校長の神野元基先生が「子どものwell-beingのために～進化する教育観～」と題して講演をされました。内容は、佐賀市学校教育ビジョンが目指す「子どもの主体性を育む教育」について大変分かりやすく話をしていただきまして、参加された方にも大変好評でした。

5 番目、2月2日、第2回佐賀市部活動地域展開会議を行いました。内容等については、後ほど本日の報告事項で説明をいたします。

7 番目、総合教育会議です。委員の皆様、大変お疲れさまでございました。様々な視点から率直な意見を出していただいたと思っております。教育委員会と市長部局が密接に連携を取りながら検討を進めていくことの重要さと必要性というものを確認できたと考えております。

8 番目、佐賀清和高校SBP授業合同発表会、これには堤委員さんもお出席いただき講評をいただきました。佐賀清和高校は、課題研究としてSBP（ソーシャル・ビジネスプロジェクト）について取り組んでいて、その発表会がありました。①アルタ内の売場ごとの佐賀の食材についてCMを制作、②全国のSBP関連表品を取り寄せて背景等学び、POP制作・販売実践、③佐賀市内の店舗に協力いただき地域CMを制作、この3部構成で、グループごとにそれぞれ目指したものと工夫した点などについて発表がありました。この取組は、社会の何が問題なのかということを見る目を養う、また、教科書にないことを貪欲に学ぶ、そういう姿勢を養うということで、大変すばらしい実践だと感じたところでありました。

9 番目、2月12日、令和7年度全体最終研究所員会です。これは、佐賀市教育研究所員会というのが、国語、算数・数学、理科、協働的な学びの4つの部会で構成されており、それぞれ今年度研究したことについて発表がありました。いずれの研究も佐賀市学校教育ビジョンの具現化に向けた取組でした。この発表の後、学校教育ビジョンのモデル校である高木瀬小学校の実践報告がございまして、その中で、学校の取組が紹介されたわけですが、1つに、この「卒業式はだれのもの」という問いを立てて、どんな卒業式にしたいのかを子どもたちが意見を出し合って、合意を形成しながら形づくっているという様子が報告され、大変意義深い取組をされていると感じました。

10 番目、2月13日、佐賀市バルーン体験事業1万人突破記念セレモニーということで、昨年5月からスタートした新市誕生20周年記念小学校バルーン係留体験搭乗（空飛ぶ体験あたりまえ化計画）ですけれども、市内小学生の参加者がちょうど1万人を突破したということで記念セレモニーが行われ、新聞にも掲載されておりました。1年生から3年生の児童が楽しそうに搭乗して手を振っていたという状況です。

12番目、2月18日、さがプログラミングアワード大賞受賞者表敬訪問ということで、これも新聞に記事として載っていたところです。巨勢小学校の吉田一貴さんが県代表に選ばれ、3月に東京で開催される全国大会に出場するというので挨拶に来られました。吉田さんはゲームを作っていたのですが、そこに込めた思いというのが、悪い行いを受け止めて向き合うことができれば、きっと未来はより良い世界になるというもので、偉いねという話をしたところでした。

私からの報告は以上です。

何か報告内容に質疑はないでしょうか。よろしいでしょうか。堤委員どうぞ。

(堤委員)

今、教育長の報告にありました、3番の九州都市教育長協議会で佐賀市の取組をご説明いただいた分について、関係者でもありますので少しだけ補足をさせていただければと思います。

佐賀市内に2校の情報系の専門学校があります。それと佐賀商業高校、この3校が佐賀県警のサイバー犯罪対策課と連携協定を四、五年前ぐらいから結んでおまして、夏前後に県警本部において、3校の生徒たちが集まってサイバー犯罪に関する講義を受けました。そして、実際こういった事案があったときはどうするのかということクイズ形式で学び、より若者に認識を深めていただくという催しをしています。そして、その催しのお返しということで、この3校が佐賀市内の小学校、中学校に出向いて出前講座を行いました。これは大人がするより年齢の近いお兄ちゃん、お姉ちゃんが話したほうが、より子どもたちが身近に感じてくれるのではないかとということから、このようなことをやっています。

ちなみに、佐賀コンピューター専門学校は、今年度は3月4日に城東中学校に出向いて出前をさせていただく予定になっています。その前は城南中学校でした。その前は巨勢小学校、そして、その前は、まだコロナ禍でなかなかそういうのが難しいというときは、CDに焼き込んで、そのCDを各中学校に配布させていただくとか、そのほかの2校もそれぞれ小学校や中学校に出前ということでさせていただいています。教育委員会のご担当の方のご理解なども得て、明日、県警と教育委員会の担当の方がお見えになって、リハーサルを行います。このような形で佐賀市の子どもたちに提供しているところです。

(丹宗教育長)

どうもありがとうございました。

佐賀市の子どもたちのためにご尽力いただきありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、教育長報告を終わります。

#### 日程4 提出議案

(丹宗教育長)

続いて日程4、提出議案です。

第34号議案『佐賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則』について、説明をお願いします。

( browse 教育部副理事兼学校教育課長)

学校教育課です。議案書の1ページをお願いします。第34号議案『佐賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則』についてです。詳細については、資料でご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

1、改正内容です。北山教職員住宅については、通勤事情の変化などにより、教職員住宅としての需要が減少し、令和2年以降使用されておらず、今後の使用の見込みも低いことから、教職員住宅の用途を廃止いたします。

なお、用途廃止後は、建物を解体し、土地を財産活用課へ移管いたします。

次に、改正の箇所です。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。2ページ下の別表の北山教職員住宅に係る項目を削ります。

最後に3、施行日です。施行日は令和8年4月1日となります。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

それでは、ただいまの第34号議案について、何かご質問ありませんか。よろしいでしょうか。榎原委員さん、どうぞ。

(榎原委員)

富士の教職員住宅はそのまま残るようですが、こちらのほうは利用者がいらっしゃるということですか。

(淵上教育部副理事兼学校教育課長)

はい、今のところ、そこに4戸ありますが、1つは地域の学校へ通うお子さんがいるご家庭が借りておられるということで、地域政策課と今後協議をしていくということで検討しております。

(丹宗教育長)

今後検討ということですね。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第34号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

## 日程5 報告事項

(丹宗教育長)

次に、日程5、報告事項に移ります。

「佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」の策定について、説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

議案書の3ページをお願いいたします。佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動の基本方針の策定についての報告です。

まず1番の策定の趣旨です。平成30年に「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」を策定しておりました。学校部活動の教育的意義を大切にしながら、その適正な運営に取り組んできました。

しかし、少子化の進行や教職員の働き方改革の要請等を背景に、従前の体制のままでは学校部活動を維持していくことが難しくなりつつあります。

このため、令和5年度から地域展開会議での協議や佐賀モデル及び地域クラブ活動モデルの検証を重ね、持続可能な体制の在り方について整備を進めてきたところです。

そこで、令和7年12月に国が総合的なガイドラインを公表し、令和8年度から13年度までを改革実行期間と方向性が示されたことも踏まえながら、この基本方針を策定したところです。当面の間、学校部活動と地域クラブ活動が共存することを前提に、従

来の学校部活動のみを対象とした方針を見直して、両者を一体的に示す運用方針として策定しております。

内容については、別紙の「佐賀市部活動及び地域クラブ活動基本方針」という資料で説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、まず目次をご覧ください。第1章の3ページから5ページにおいて、佐賀市の改革の考え方や方向性を整理しております。特に学校部活動の適正化、いわゆる佐賀モデルの位置づけや段階的な地域展開の考え方を明記している点が特徴です。

また、11ページから15ページの第3章、ですが、地域クラブ活動の在り方を新たに章立てとし、学校との連携や活動の質の確保、安全管理などについて整理しています。

このように、この基本方針は学校部活動と地域クラブ活動を一体で示す構成としています。

議案の3ページとこちらの別紙を両方並行して見ていただきます。まず、議案の2番の主なポイントについて説明いたします。

まず1つ目は、佐賀市独自の考え方、佐賀モデルを明確化したことです。3ページから5ページに佐賀市独自の取組である佐賀モデルを基本方針に明確に位置づけたところです。具体的には、佐賀モデルというのは、生徒の主体的な活動を重視すること、活動時間を週当たり8時間程度ということをも明記しているところが特徴です。そして、この考え方は学校部活動に限らず、認定された地域クラブ活動においても求めるものとして整理しております。

2つ目は、佐賀市における改革期間を整理したことです。別紙は4ページから5ページです。国は令和8年度から13年度までを改革実行期間としていますが、佐賀市においては、令和8年度から10年度の3年間を段階的な整理期間とし、その間に、学校と地域の連携や勤務時間内での活動、整理などの調整を段階的に進めることとしていきます。そして、令和11年度以降は、原則として学校部活動は教職員の勤務時間内での活動とする方針で制度的整理を進めることとしております。この点は、国が示す方向性を踏まえつつ、学校での活動の在り方と教職員の負担軽減の観点を佐賀市として位置づけたものです。

3つ目は、地域クラブ活動の位置づけと認定制度を明記したことです。第3章では、まず、地域クラブ活動の主体は地域であることを明確にしております。その上で、学校との適切な連携の在り方について整理しております。

13ページに活動の質と安全の確保に関する事項として、指導者が必要な研修を受講すること。保険加入による事故などへの備え、適切な活動時間などを基本的な考えとして記載しております。

さらに、教職員の地域クラブ活動に係る場合に、兼職兼業の整理が必要であることについても明記しております。これらを単に理念にとどめず、実効性のある仕組みとするため、認定地域クラブ制度を創設し、基本方針と合わせて認定要綱を整理しているところです。この認定制度により、一定の基準を満たした地域クラブ活動を市が認定することで、生徒がやりたいことを主体的に選択できる環境を安全・安心の観点から支える仕組みとしたところです。

この基本方針は、令和8年4月1日から適用したいと考えています。

今後は、学校への周知及びホームページなどへの掲載を行い、段階的に運営を進めていきたいと考えているところです。

報告は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの報告につきまして、質問がありましたらお願いいたします。堤委員。

(堤委員)

公表はいつされる予定でしょうか。スケジュールがあれば教えてください。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

この教育委員会に報告しまして、来月には学校へ公表したいと思っております。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。

(堤委員)

はい、ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかにご質問ないでしょうか。また保護者向けのお知らせということも考えていかなければいけないと考えているところです。よろしいでしょうか。山田委員、どうぞ。

(山田委員)

地域と連携しながらということになったときに、やはり個人情報の共有など、その辺も、当然ご準備されているとは思いますが、指導者の人たちに周知をよろしく願います。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

要綱で地域クラブの認定要件を備えていきたいと思えます。学校との連携という部分が重要になってきますし、また、部活動としての教育的意義の部分も加味しつつというところもありますので、その情報共有は密にしながら、個人情報の取扱いは注意すべきだと我々も考えています。

(山田委員)

少し外れますけど、地域型の保育所を最近回りましたが、そこでは子どもたちの様子を毎日インスタグラムに上げてありました。それは、保護者の方と個人情報をきちんとするというので、限定つきで公開されていたようですが、第三者の人に、自分の子どもが出ていたよとか拡散する可能性もゼロではないなというところで、そこをもう一度ご検討いただきたいと思います。私も子どもの部活でお世話役をやったことがあって、複雑なご家庭の保護者さんもいたりして、連絡網ひとつ取っても、直接その保護者の方と私が連絡をとって、連絡網に入れずに安全を確保するという経験がありましたものですから。その辺りをよろしく願います。

(丹宗教育長)

個人情報の保護については、やはりきちんとやっていく必要があります。様々な事情を抱えたご家庭もありますので、そこはしっかり対応してまいりたいと考えております。どうぞ、長崎委員さん。

(長崎委員)

保険の加入に関してですが、部活動の指導をしていく中で、もしけがをしたときに責任の所在というか、保険というのは、そのけがをした子どもを保証してもらえらるというものもありますが、指導している先生方や関わる地域の方を守るためのものでもあると思うので、保証の範囲等について、ここは事前に分かりやすく説明するよう努めるということを書いてありますが、市の中で、必ずこれはきちんと保証してもらえらるような保険にしてとか、それは両方を守るためになど、指導する側もそういうガイドラインがあればいいと思えます。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

例えば、賠償保険を最低いくら掛けなさいというところまでは至っていませんので、できれば、今現在入っているスポーツ傷害保険等に入ってもらいたいと思いますし、この地域展開会議の中でも、やはり事故が起こったときの責任をどこがとるのか、そこを明確化すべきだという話がありましたので、そこはきちんと今回掲げた方針や要綱で責任の所在をはっきりさせるというところを掲げました。地域クラブのほうが責任をきちんと持つべきだということのをうたったところです。

(丹宗教育長)

ほかご質問ないでしょうか。山田委員、どうぞ。

(山田委員)

子どもが中学生のときに遠征で県外に行った経験があったのですが、そのときに車を出す出さないとかで、お一人保護者の人が、誰が責任持つんだと言われたことがあります。もし事故があったときに責任取れないということで、そういう対策が必要だと思います。保護者の車で行く、行かないとか、そのあたりも、いざ事故があったときに本当に運転していた保護者に責任が来るだろうとか、マイクロで行く場合に、運転していた人に責任が来るのかなとか、いろいろ想像します。そういうときでも、皆さんがそれを共有するというのが大事だと思います。それを分かった上で引き受けるということも、やっぱり地域に下ろしたときに特にですね、どこに責任の所在があるかということもはすごく重要なところかなと、指導者側としても引き受けたいけど、そこが怖いと引き受けにくいかなとか、いろいろ想像するんですけど、そのあたりもご検討いただけたらと思います。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

先生の運転の問題というのは、部活動でも、地域クラブでも、同じだと思います。その団体の中でどのようなルールづけをしていくかというところは、今までの部活動と同じ課題が出てくると思います。お金を払ってでも専門のマイクロバスを雇う場合、保護者さんがその分お金を出すということであれば、安全性は確保できると思います。部活動と同額の保護者負担金で運営するとなれば、今までの部活動と同じように協力し合って送迎をされると思います。そこは団体ごとでのルールを決められると思います。

(丹宗教育長)

部活動によっては、保護者から同意書を取って遠征に行くとか、そういう形を取っているところもあるかと思いますが。これはやはり、一律に決めるというのがなかなか難しい状況だと思いますし、また、例えば、保護者がどういう状況なのかによっても違ってきますので、それぞれの活動団体がしっかり保護者の同意を得ながらやっていくということが大事だろうと思います。

ほかありませんか。どうぞ、榎原委員。

(榎原委員)

これは部活動で中学校のことですけれど、小学校のジュニアスポーツに関しても、こういう方針で佐賀市はやりますよ、もう既に小学校とかは、この地域クラブ、もしくは民間クラブスクールがなされているところがほとんどだろうと思うのですが、そちらも佐賀市の方針というのを十分ご理解いただいて、活動時間であるとか、休みであるとか、そういうふうにしていただくように今から広げるといえることですか。どうしても中学校の部活動が目玉にされますけれど、ジュニアスポーツも非常に長い時間やられているところもあると聞きますので、そういったところも、中学校だけじゃなくて、小も中も、

小中は同じ義務制で佐賀市教育委員会の管理下だと思いますので、そちらのほうへの発展とかはどうでしょうか。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

今回、部活動の方針を掲げておりますけれども、それ以前に少年スポーツの在り方検討ということで、部署はスポーツ振興課になりますが、そちらのほうで週6時間とか、一応規定を設けて、指導者研修とか行っています。ただ、やはりおっしゃるように、守らない指導者や団体があります。

(槇原委員)

今回の部活動の在り方は、整合性もまあまあ取れている。守っていただければの話でしょうけれど。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

時間など若干違いますので、考え方にしても。この佐賀モデルで前面に押ししているのは、生徒の主体性でやろうと、そういうところは今までの少年スポーツの在り方のほうでは、前面に押し出していませんので、今回は佐賀市の中学校部活動の地域展開というところで前面に押し出してきたところです。将来、そういう子どもたちの主体性を育てるに当たっては、そこまで広げられたらいいのかなとは思っています。

(丹宗教育長)

よろしいですか。

(槇原委員)

はい、ありがとうございました。

(丹宗教育長)

ほかにご質問ないでしょうか。どうぞ、鳥飼委員。

(鳥飼委員)

認定を受けた地域クラブと認定を受けていない地域クラブが併存しながらやっていくという理解でいいでしょうか。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

そうです。

(鳥飼委員)

認定を受けることが必須の要件というわけではない状態に進んでいくという話ですか。その地域クラブが部活動を継承、発展させながらというふうに記載があるんですけど、認定を受けることが必須ではないということですよ。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

実際、今、佐賀市において総合型スポーツクラブと、民間クラブが、サッカーにしても野球にしてもあると思います。それと、今回の認定地域クラブ何が違うかというところですけど、既にあるところではなく、部活動の受け皿として地域クラブを立ち上げていただくというところ。それがなぜ認定クラブの資格を取らなくてはいけないかと言ったら、やはり中体連に出るためというのがまず第一です。今の民間クラブは中体連に出られません。今も競技によって何チームまでとか、予選をなさないと、方針がまちまちなので、やはり国としても、基本的な考え方を持って全国的に統一的な認定要件が

できたら、受け皿づくりと大会出場という部分がスムーズにいけると。ですから、国としては、この地域認定クラブの要件を取っていないところは中体連に出れませんという言い方をしていますので、今現在のメリットはそこです。

(鳥飼委員)

では、今まで民間でやられていた団体が受け皿になるために認定を受けるというような動きがもうあっているということですか。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

出てくると思います。

(鳥飼委員)

そこにメリットがあつてというところですね。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

そのメリットと、まだ国もはっきりしていませんが、補助金や、運営費の支援、保護者の負担軽減策などのインセンティブがもっと具体的に出てくれば、新たに立ち上げるクラブに対しての意欲につながるとは思います。ただまだ具体性はありませんし、我々もここで先行して、地域クラブが補助金ありきの運営であった場合、持続可能な組織になりませんので、初めから運営資金を投入するというのはやめたほうがいいかなということで、今のところは何のインセンティブ制度もつくっていません。今は第一弾としてクラブ認定をして、動きを見ながら、どういう部分の支援が必要なのかというのを見ていくというのがこの改革期間だと思いますし、手探りでいきながら少しずつ前進をしていっているという状況です。

(鳥飼委員)

認定クラブと認定じゃないクラブのすみ分けというところがどんな感じになるのかというところの確認でした。ありがとうございます。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

我々も申請が上がってきて、そこで課題が見えてくるのではないかと思いますので、そこからまた会議を進めながら検討してこうと思っています。

(鳥飼委員)

ありがとうございます。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質問がなければ、これで本件についての報告は終わります。

日程6 その他

(丹宗教育長)

次に、日程6、その他です。

何かありますか。

(淵上教育部副理事兼学校教育課長)

学校教育課からです。まず1点目が、机上にお配りしております退職者感謝状贈呈式

等についての案内をご覧ください。

退職者感謝状贈呈式を3月31日火曜日、13時30分から開催いたします。場所は  
大財別館4階です。また後日メールでご案内させていただきますが、それと別に、翌日  
4月1日水曜日に新規採用教職員辞令交付式を15時から、また、転入者等辞令交付式  
及び新任式を同じく4月1日水曜日、16時から予定しております。場所は大財別館4  
階です。年度末、年度はじめのお忙しい時期かと思いますが、教育委員の皆様のご出席  
をお願いいたします。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。お忙しい時期ではありますが、よろしくをお願いいたします。  
続いて、教育総務課から。

(筒井教育総務課副課長兼総務係長)

次回の3月10日の教育委員研修会の日臨時教育委員会を開催したいと思ってお  
ります。議題は人事案件でございますので、非公開で開催いたします。よろしくお願  
いいたします。

(丹宗教育長)

3月10日、臨時教育委員会ということで人事案件ということです。よろしくお願  
いいたします。よろしいでしょうか。

ほかにその他の項目でないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここからは会議冒頭で承認いただきました非公開事項の審議となりますの  
で、傍聴者は退室をお願いします。

また、本議案に関係のない事務局職員につきましても、退出をお願いいたします。

ここで10分程度休憩を入れたいと思います。15時25分から再開ということでお  
願いいたします。

#### 【非公開】

(丹宗教育長)

では、会議を再開します。

第35号議案『教職員の人事異動（管理職）の内申について』、説明してください。

#### 【公 開】

(丹宗教育長)

これで2月の定例教育委員会を閉会いたします。

終了時間 午後3時33分